

2022年5月2日

お客さま各位

北空知信用金庫

「未利用口座管理手数料および口座解約」適用対象口座の変更について

当金庫では、預金口座の不正利用や転売などを防止する観点から、一定期間ご利用のない口座に対しまして、「未利用口座管理手数料」(年間1,320円)を適用しております。2022年11月1日より本手数料の適用対象口座を下記のとおり変更いたします。

記

1. 「未利用口座管理手数料」適用対象口座

●現 状

2020年4月1日以降の新規開設普通預金口座(決済用預金を含む)

●2022年11月1日以降

すべての普通預金口座(決済用預金含む)、貯蓄預金

※未利用口座の対象となる基準日

・2020年4月1日以降に新規開設された口座は開設日

・2020年3月31日以前に新規開設された口座は2022年11月1日

《未利用口座管理手数料の管理条件》

対象となる口座 (未利用口座)	最後のお預入れまたは払戻し(当該普通預金の利息入金および本手数料の引落しを除く)から2年以上、一度も預入れまたは払戻しがない口座 ただし、次の場合を除きます。 ①当該口座の残高が10,000円以上である場合 ②後見制度支援預金 ③当金庫に他のお預かり金融資産(定期預金、定期積金、国債、保険など)およびお借入(カードローン契約含む)がある場合 ④当該口座の名義人が未成年の方
手 数 料	・未利用口座の対象となった場合、事前にお届けのご住所にご案内の文書を送付いたします。 ※送付した「ご案内」が延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ・事前通知後、一定期間(3ヵ月)経過後もお取引がない場合に、年間1,320円(消費税込)を当該口座から引落しいたします。
口 座 解 約	・口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、口座残高を以て未利用口座管理手数料の一部とし、同口座を解約いたします。 ・ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用は応じ致しかねますので予めご了承ください。 ・口座残高以上の負担および口座解約後の手続きはございません。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以 上